

入札公告

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 医療法人朋寿会介護老人保健施設福の里
介護ロボット・ICT の導入支援工事
- (2) 工事場所 名古屋市西区新道 2 丁目 4 番 7 号
- (3) 工事内容 介護ロボット・ICT の導入支援整備工事
- (4) 工 期 契約締結日～令和 7 年 3 月 16 日

2 競争入札への参加資格要件

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市における令和 5・6 年度競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (4) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 入札公告の日から入札の日までの間に、名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付期間及び入札参加申出書の提出期間、場所及び方法
 - ア 入札説明書の交付期間及び入札参加申出書の提出期間
令和 7 年 1 月 6 日(月)から令和 7 年 1 月 21 日(火)まで
※ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。
午前 10 時 30 分から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時までとする。
※担当者へ事前に連絡すること。

イ 入札説明書の交付及び入札参加申出書の提出場所

名古屋市西区新道二丁目4番7号

医療法人 朋寿会 介護老人保健施設 福の里

電話番号：052-565-8111 担当：山川

ウ 提出書類

(ア) 入札参加申出書

(イ) 会社案内

(ウ) 名古屋市発行の競争入札参加資格認定通知書の写し

エ 提出方法

提出場所へ持参すること。郵送等は不可

(2) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、入札参加申出書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年1月22日(木)までに通知する。

(3) 設計図書の交付方法

令和7年1月22日(木)以降、本公告に示した競争入札参加資格を有すると認められた者に対し、メール送付により無償で交付する。

(4) 設計図書に関する質問

ア 質問方法

電子メールまたはFAXによる

イ 質問期限

令和7年1月24日(金)15時まで

ウ 回答日時

全ての質問及びその回答は、入札執行通知を送付した全ての者に令和7年1月28日までに電子メールまたはFAXにより回答する。

(5) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札日時 令和7年1月31日(金)15時

イ 入札場所 名古屋市西区新道二丁目4番7号

介護老人保健施設 福の里

南館2階会議室

ウ 入札書の提出方法

入札書は、持参すること。また、入札の時に委任状（代表取締役等代表権を持つ代表者からの委任）及び工事費内訳書を提出すること。なお、委任状及び工事費内訳書を提出しない者については、入札に参加できない場合がある。

4 その他

(1) 入札の無効

入札参加資格を有しない者のした入札及び公正かつ適正な見積により工事費内訳書が作成されていないことが確認の結果明らかとなった場合等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(2) 入札の執行

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。なお、再度入札は初度入札を含め3回を限度とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 入札保証金の納付義務

無

(5) 履行保証

落札者は、名古屋市の発注する工事に準じた金銭的保証を付すことが必要である。なお、工事完成保証人は認められない。

(6) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定等

この契約において、談合等の不正行為により本法人が被った金銭的損害の賠償等については、別紙「談合その他の不正行為に係る特約条項」に基づくものとする。

(7) 支払時期

令和7年5月とする。

ただし、名古屋市補助金をもって支払う場合は、名古屋市からの補助金の入金後遅滞なく、支払うこととする。

(8) その他

ア 技術資料の作成に必要な費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された技術資料は、この工事にかかる資料以外の目的で使用しない。

ウ 提出された技術資料は返却しない。

(9) 問い合わせ先

名古屋市西区新道2丁目4番7号

医療法人 朋寿会 介護老人保健施設 福の里

担当者名：山川 しより

電話番号：052-565-8111

F A X：052-565-8000

E-mail：fukunosato.jimu.02@gmail.com

別紙「談合その他の不正行為に係る特約条項」

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第1条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。